



報道発表資料

報道関係者各位

令和7年9月19日（金）

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 門脇 英子

賃金係 高橋 里歩

電話 023 - 624 - 8224

山形県最低賃金を令和7年12月23日から 時間額1,032円に引上げ

山形地方最低賃金審議会（会長：本間^{ほんま} 佳子^{よしこ}）は、本日、山形県最低賃金の改正決定（答申）に対する異議の申出に対して、本年9月3日の答申のとおり決定することが適当であると山形労働局長（局長：島田^{しまだ} 博和^{ひろかず}）に答申を行いました。

- 1 本年9月3日の答申を受け、同日から9月18日までの間、山形地方最低賃金審議会の意見に関する公示を行い、本日、異議申出について審議した結果、9月3日の答申のとおり現行の最低賃金の時間額955円を77円引き上げ（引上げ率8.06%）、1,032円に改正することが適当である旨の答申となりました。
- 2 今後、山形労働局は、この答申を踏まえ、本年度の山形県最低賃金の改正決定に係る手続を進めていきます。
効力発生日は、令和7年12月23日の予定です。